

○東北地方整備局告示第百八十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和三年十一月十日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和三年十一月十日  
東北地方整備局長 稲田 雅裕

- (一) 道路の種類 一般国道
- (二) 路線名 百八号
- (三) 道路の区域

|   |     |       |    |
|---|-----|-------|----|
| 区 | 変更前 | 敷地の幅員 | 延長 |
|   | 後別  | 敷地の幅員 | 延長 |

大崎市古川李埴字東田六〇番二から同市古川李埴字東田五四番二〇まで  
後 前 一四・二三〇・二二一・六三三  
一五・二五〇・二二一・六三三  
キロメートル  
〇・〇一八

○東北地方整備局告示第百八十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和三年十一月十日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和三年十一月十日  
東北地方整備局長 稲田 雅裕

- (一) 道路の種類 一般国道
- (二) 路線名 百八号
- (三) 道路の区域

|   |     |       |    |
|---|-----|-------|----|
| 区 | 変更前 | 敷地の幅員 | 延長 |
|   | 後別  | 敷地の幅員 | 延長 |

大崎市古川李埴字東田六〇番二から同市古川李埴字東田五四番二〇まで  
後 前 一四・二三〇・二二一・六三三  
一五・二五〇・二二一・六三三  
キロメートル  
〇・〇一八

○九州地方整備局告示第百四十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和三年十一月十日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和三年十一月十日  
九州地方整備局長 藤巻 浩之

- (一) 道路の種類 一般国道
- (二) 路線名 三号
- (三) 道路の区域

|   |     |       |    |
|---|-----|-------|----|
| 区 | 変更前 | 敷地の幅員 | 延長 |
|   | 後別  | 敷地の幅員 | 延長 |

鹿児島市伊敷二丁目二番一から同市城山町一番一まで  
後 前 BA 二四・八〇〇・一八五・九〇〇  
BA 二四・八〇〇・一八五・九〇〇  
キロメートル  
四・〇五〇  
三・三〇八

○九州地方整備局告示第百四十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和三年十一月十日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和三年十一月十日  
九州地方整備局長 藤巻 浩之

- (一) 道路の種類 一般国道
- (二) 路線名 三号
- (三) 道路の区域

|   |     |       |    |
|---|-----|-------|----|
| 区 | 変更前 | 敷地の幅員 | 延長 |
|   | 後別  | 敷地の幅員 | 延長 |

鹿児島市伊敷二丁目二番一から同市城山町一番一まで  
後 前 BA 二四・八〇〇・一八五・九〇〇  
BA 二四・八〇〇・一八五・九〇〇  
キロメートル  
四・〇五〇  
三・三〇八

人事異動

江崎孝司は公証人に任命され、名古屋法務局所属公証人日樫眞久の後任を命ぜられた。  
名古屋法務局所属公証人村岡正三は願により公証人を免ぜられた。  
神谷哲夫は公証人に任命され、名古屋法務局所属公証人村岡正三の後任を命ぜられた。（以上十一月一日（法務省））

皇室事項

御祝電  
天皇陛下は、カンボジア国の独立記念日につき十一月八日同国王陛下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

公証人任免  
水戸地方法務局所属公証人大河原清人は願により公証人を免ぜられた。  
堀恩恵は公証人に任命され、水戸地方法務局所属公証人大河原清人の後任を命ぜられた。  
静岡地方法務局所属公証人田中順太郎は願により公証人を免ぜられた。  
植木裕は公証人に任命され、静岡地方法務局所属公証人田中順太郎の後任を命ぜられた。  
名古屋法務局所属公証人日樫眞久は願により公証人を免ぜられた。

法務

最低賃金の改正決定に関する公示  
北海道労働局最低賃金公示第5号  
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金（平成20年北海道労働局最低賃金公示第5号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。  
令和3年11月10日  
北海道労働局長 上田 国七

第4号中「1時間889円」を「1時間917円」に改める。

宮城労働局最低賃金公示第3号  
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、宮城県自動車小売業最低賃金（平成20年宮城労働局最低賃金公示第3号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。  
令和3年11月10日  
宮城労働局長 小林 健

第4号中「1時間891円」を「1時間918円」に改める。

附 則  
この決定は、令和3年12月15日から効力を生ずる。